

高松市から高松広域都市計画地区計画（栗林公園北部地区）の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年7月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀